

# 令和5年度九度山町まちづくり補助事業の要望を募集

## — 令和5年度要望事業 —

九度山町が地域振興の拠点としてその機能を十分に発揮し得るように、町内において、それぞれの地域性や独創性を発揮した快適で活力ある魅力的な地域づくりを推進する団体に「九度山町まちづくり補助金」として、支援を行います。

ただし、本事業は令和5年度予算での要望事業であることから予算の状況により中止となる場合がございます。

《要望受付期間》 令和5年3月1日（水）から令和5年3月22日（水）まで  
※受付は平日（午前8時30分から午後5時15分まで）のみ

《要望提出方法》 指定様式により役場企画公室へ提出してください。  
※指定様式は、企画公室窓口での配布、もしくは役場ホームページに掲載しております。



### 1. 制度概要

対象者	九度山町に本拠を持ち町内で活動する団体
対象となる事業	(1) 地域資源活用事業 (2) 地域文化育成事業 (3) 緑化推進事業 (4) 住民福祉の増進や地域の活性化上、町長が特に必要と認める事業
補助要件	① 国、県又は町の補助金の交付を受けていない事業であること。 ② 施設整備等のハード事業ではないこと。 ③ 主たる目的が営利事業でないこと。 ④ 特定の会員などのみを参加対象としないこと。
補助対象経費	裏面参照
補助限度額	10万円以下（予算の範囲内において、補助対象経費分を助成する。）
事業例	① 街並みに花を植え育て、街並みを活用した活動によるコミュニティの活性化事業 ② テーマを決めて行う地域間や世代間の連帯感を高める手づくりイベント事業 ③ 地域資源を活用した新商品を開発する事業

※補助希望採択要望書については、一団体一補助事業の提出に限ります。

裏面につづく

## 2. 補助対象経費（※ただし、総事業費から参加者負担金等の収入を除きます。）

項 目	内 容
謝 金	外部講師や出演者への謝礼、専門的技能を有する協力者への謝金
旅 費 ・ 交 通 費	講師、出演者等の交通費、宿泊費
消 耗 品 費	事業実施に必要な消耗品費
印 刷 製 本 費	チラシ、ポスター、チケット等の印刷費
燃 料 費	作業等に必要な機材や車両等の燃料費
通 信 費	事業の実施、連絡等に要する郵便料等
保 険 料	事業の実施に係る保険料
委 託 費	事業実施に必要な専門的な業務の委託費
使 用 料 及 び 賃 借 料	事業に要する会場使用料、車両、機械等の借上料
原 材 料 費	事業に直接必要な原材料費
備 品 購 入 費	事業実施に必要な機材・備品（基本3年以上使用する物品）の購入費

※印刷製本費、委託費、備品購入費、及び単価が1万円以上の消耗品費、使用料・賃借料、原材料費等については、申請時に見積書の添付が必要となります。

## 3. 補助対象外経費

- ・団体等の事務所等を維持するための経費
- ・団体の構成員に対する人件費、謝礼
- ・不動産取得費
- ・公租公課 等

《問い合わせ先》

役場企画室 電話：54-2019